

令和7年第6回大町町議会（定例会）会議録（第3号）						
招集年月日	令和7年12月8日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	令和7年12月11日	午前9時30分	議長	諸石重信	
	散会	令和7年12月11日	午後0時00分	議長	諸石重信	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	諸石重信	○	5	山下淳也	○
	2	三根和之	○	6	早田康成	○
	3	北沢聡	○	7	三谷英史	○
	4	江口正勝	○	8	藤瀬都子	○
会議録署名議員	4番	江口正勝	5番	山下淳也		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	坂井清英	書記	山口順也		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	川原恵		
	会計管理者	宮崎貴浩	教育長	尾崎達也		
	総務課長	井原正博	総務課参事	亀川修		
	企画政策課長	藤瀬善徳	町民課長	吉村秀彦		
	町民課参事	副島徳二郎	子育て・健康課長	灰塚重則		
	福祉課長	釘本あゆみ	子ども保育課長	前山正生		
	農林建設課長	古賀九州男	教育委員会事務局長	井手勝也		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

▽令和7年12月11日

## 日程第1 一般質問

1. 中央農村公園内のトイレに関して (藤瀬都子議員)
2. 空き家対策について (藤瀬都子議員)
3. 町行政の基本計画や事業計画とコンサル(コンサルタ  
ント企業)の関係性について (江口正勝議員)
4. 二度と過ちを繰り返さないために、今こそ公益通報窓  
口の設置が必要ではないか! (江口正勝議員)
5. ポタ山わんぱく公園の有効活用について (江口正勝議員)
6. 町の文化財に指定されていない有形物の保護について (早田康成議員)

---

## 午前9時30分 開議

### ○議長(諸石重信君)

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和7年第6回大町町議会定例会3日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### 日程第1 一般質問

### ○議長(諸石重信君)

日程第1. 昨日に引き続き、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告書により順次質問を許可いたします。8番藤瀬議員。

### ○8番(藤瀬都子君)

おはようございます。藤瀬都子でございます。私は2点について質問いたします。

1点目でございます。中央農村公園内のトイレに関して。

現在、トイレの屋根の上にカブトムシが乗っている場所ですが、住みよい村づくり事業で整備された、みんなのトイレアイデア募集の対象者及び平成7年度町事業として、当時の大

町小学校5・6年生が公園の完成を祝したものであるようです。

今年9月頃にトイレ全体のリニューアルがあり、きれいになり、カブトムシも一段と生き生きとしているようです。ただ、9月のトイレリニューアルの折に、公園全体の整備をされていたらもっとよかったのにと残念でなりません。というのも、この公共トイレの内外の一角が雑然としておりますし、近くに藤棚もありますが、つる草が生い茂っており、照明灯の上部付近まで伸びていますので、剪定を加えて一帯をすっきりできたらと思います。

関係者や関わった児童たちは、みんなのトイレがある公園＝カブトムシ公園として多くの町内外の人々に利用されるようにと切に願っていると思います。

次に、トイレ清掃の件ですが、公共トイレですので多くの方が利用しますが、利用者自身もマナーを守るように心がけるべきだと思います。やすらぎパーク内のトイレ、浦田公園のサイコロトイレ、大町駅東側のトイレは週二、三回の清掃がされていますが、中央農村公園のカブトムシトイレの清掃は全然行き届いていません。備付けの棚は、放置ごみや昆虫の残骸など、床もごみや落ち葉が散乱している状態が続いていて、清掃は行き届いていません。公共トイレですから、利用者が気持ちよく利用できるように清掃を徹底していただきたいと思います。

やすらぎパークやサイコロトイレ、駅東側のトイレは複数体制で対応されています。中央農村公園のトイレも複数体制で清掃整備に取り組まれてはいかがでしょうか。

**○議長（諸石重信君）**

農林建設課長。

**○農林建設課長（古賀九州男君）**

藤瀬議員の質問にお答えいたします。

中央農村公園のトイレについて、以前はほかの公園と同様に、管財係所管の下、社協のシルバー人材センターへの委託による清掃を行っていました。現在は、町民グラウンドとの一体利用という観点から、公園内の維持管理及びトイレの清掃は教育委員会の職員により行っております。

現在、週1回の清掃を行っておりますが、週2回の清掃を徹底し、トイレ入り口周辺の樹木等についても維持管理に努めたいと考えております。

**○議長（諸石重信君）**

藤瀬議員。

**○8番（藤瀬都子君）**

私もあそこのところを通りまして、まず外観が、草というか、つた草が生い茂っております。そして、中のほうに入りますと棚があるんですが、あの棚は最初から必要だったのかなというような感じの棚が、木が並べてあるというか、そういった棚がございます。そして、中のほうに汚物入れと申しませうか——がありますが、それが鉄製のものですので、さびて、どう見ても見かけが悪いどころの騒ぎじゃないようなものがそこに置いてあります。やっぱり女性の目で見れば、そんなところも気づくのじゃないかと思います。

本当にあそこは教育委員会の担当の方がよくしてくださっております。だけど、トイレになると、また別ではないかと思えますけれども、そのところのお答えをお願いいたします。

**○議長（諸石重信君）**

農林建設課長。

**○農林建設課長（古賀九州男君）**

汚物入れ等については消耗品という部分もあろうかと思えますので、ちょっと確認をさせていただきますまして、交換できるものについては交換をしたいと思います。

また、議員からの御質問を受けまして、現在教育委員会のほうとも打合せをしております。既に週の頭と週末に清掃に入るようにしておりますので、今後もその方向で清掃のほう、また維持管理のほうを徹底していきたいと思えます。

**○議長（諸石重信君）**

藤瀬議員。

**○8番（藤瀬都子君）**

まちなか探検みたいなのがありまして、2年生の子供たちとそこをずっと歩きながら通っていたんですよ。そのときに、途中トイレをしたい人は早めに言ってねということでおりました。そしたら、その前を通るときに、このトイレ汚かもんねと2年生の子供たちが言うんですよ。それで、ああ、そうね、ちゃんと清掃をしてもらうように言っとくからねということでお話しました。帰り際も、ふれあい広場のところでは寄りましたけれども、そこは通過するというような形で行きました。それで、ぜひともそこら辺を徹底していただきたいと思えます。

それから、中にある汚物入れと申しませうか、それも消耗品といいますが、とにかく見ていただいたら分かりますけれども、本当に年数がたっております、さびがしております。

そこでいろいろスポーツ大会等もあっております。そんなときに、よそから来た人たちが見たときにですね、私的には、これは何とか思えませんでしたので、その点を注意していただきたいと思います。

今の質問は以上で終わります。

次の質問に移りたいと思います。

**○議長（諸石重信君）**

藤瀬議員。

**○8番（藤瀬都子君）**

2点目の問題に移ります。空き家対策について。

空き家は所有者が責任を持って対処するのが本来の姿ですが、高齢者のみ世帯が多い大町町では、それができないという世帯もこれからもっと増えていくと考えられます。現在も空き家にせざるを得ない状況、事情がある世帯もあり、結果、放置空き家となって近隣トラブルになっている、またはいつなるかという空き家もあると思います。これから先、トラブルが予想されない、トラブルが起きない空き家を増やすために対策が早期に必要だと思います。

県内には、空き家問題の解消に向けた官民連携に関する協定を締結して空き家対策に取り組んでおられる自治体もあるようです。

町内で維持管理が必要な空き家が増えていく一方では、近隣住民も安心して生活できません。既に空き家問題として対応しなければならない家の持主とは連携は取れているのでしょうか。固定資産税などの徴収はできているのでしょうか。今は連絡がついていたとしても、次、連絡をしたときより不通では問題解決にはなりません。万が一を想定して、一步でも二歩でもよい方向へ進めるよう、対話だけではなく覚書を交わすなど、双方が不利益を被らないでよいように対策を講じてほしいと思います。

**○議長（諸石重信君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（藤瀬善徳君）**

藤瀬議員の御質問にお答えいたします。

空き家問題は、個人の財産として管理することが基本であることは先ほど議員御指摘のとおりで、言うまでもありませんが、全国的に空き家の増加が深刻な問題となっております。これを受けて、国では空き家対策を強化するための法律が整備され、空き家の所有者には適

切な管理を求め、自治体には所有者の方々がこの責務を果たせるよう、その対応を求めています。

本町でもこの問題には積極的に取り組んでおり、平成30年に策定した大町町空家等対策計画を基に、空き家の管理、活用、除却に関する取組を総合的に進めております。しかしながら、所有者不明や相続登記の未了、高齢化、遠方居住などの課題により、空き家の管理が難しくなっているのが現状です。このため、町では所有者への啓発、助言、指導など、必要に応じて法に基づく対応ができる体制を整えております。

次に、本町の空き家の現状についてですが、まず、空き家の総数については、平成28年度に実施した実態調査では557戸を把握しております。その後、現時点で最新の正確な総数までは把握しておりませんが、500戸から600戸と想定をしております。

続いて、具体的な取組についてでございますが、町では企画政策課が窓口となり、一つの事案に当事者の方と真摯に向き合い、信頼関係を構築し、解決に向け丁寧に対応しておりますし、危険性の高い空き家については助言、指導、勧告、命令、さらには行政代執行まで法に基づく段階的な対応を行うこととしております。また、町では所有者による危険空き家の除却を支援するため、危険な空家除却事業費補助金を運用し、実績として、令和6年度は3件、令和5年度は8件を交付しているところです。年度によって件数に差はありますが、危険空き家の減少に一定の効果を発揮しているものと考えております。

さらに、空き家の利活用促進に向けて空き家バンク制度を運用しており、本日現在、空き家バンク2件、土地バンク1件、合計3件が町ホームページに登録されており、今年度に入り2件の成約となっております。活用できる空き家を移住希望者や若い世代の住まいとしてつなげる重要な施策であり、今後も登録件数の増加とマッチングの強化に努めてまいります。

また、本町では定住促進を目的とした空家再建奨励金を令和5年12月より開始しております。この制度は、町内に土地または建物を所有していない者が空き家付きの物件を購入し、解体した同一敷地内において新築住宅を建築した場合、空き家等の解体に対して奨励金を交付するもので、令和6年度は2件を交付しており、若い世代や移住希望者の住宅取得を後押しする制度として一定の成果を上げていることから、今後も空き家バンクと連動した周知や利活用促進に努めてまいります。

空き家対策の実務において大きな課題の一つが所有者不明の問題ですが、町では、住民や地区からの通報、現地調査に加え、法律に基づき、固定資産税情報の照会や戸籍によ

る相続人調査を行い、所有者の特定に努め、問題の早期解決を進めております。固定資産税の徴収につきましては、相続登記が行われていない場合は相続人代表者届出を提出いただき、適切な徴収を行っているところです。

続いて、官民連携については、他自治体で民間事業者と連携協定を締結し、空き家のPRやマッチング支援が行われております。しかしながら、空き家の売買となると、民民取引であり、行政が直接関与できないこと、外国資本による取得の可能性など慎重に検討すべき課題も出てきており、官民連携協定については効果とリスクを十分に踏まえた上で、今後の研究課題として検討を継続してまいります。

また、町では一つ一つの事案に担当職員が当事者の方と真摯に向き合い、信頼関係を構築しながら、解決に向け丁寧に対応しており、議員御提案の覚書の締結は考えておりません。

いずれにいたしましても、空き家問題は所有者の責務と地域環境の維持、そして財産権の調整が必要な非常に難しい分野であります。町では所有者責務の周知や危険空き家の除却支援、空き家の利活用支援、相談対応と所有者の特定強化、官民連携の研究など継続的に取り組んでまいります。

今後も町民の安心・安全を第一に、住みよい大町町の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

**○議長（諸石重信君）**

藤瀬議員。

**○8番（藤瀬都子君）**

官民一体のところはこれから先のことになりますが、ちょっとこのことは置きまして、それで、今、独居老人さんがお住まいでございます。その中で、その方が亡くなったときに、ある区の区長さんはお葬式があっているところに行って、皆家族が寄っているから、そこでこの家はどうされますかと家族の方に対応をお尋ねしたりされている区もあります。そうじゃないと、結局その家を出られた、そして、そのまま放置されて——今ある家がもう10年以上になります。それで、どうしても困って電話をかけられました。そしたら、そこのお父様が亡くなられて、もうすぐしたら四十九日が来ますから、その後に連絡をしますということでした。

大町の場合は、土地なんかに関しましても、なかなか次の者に移行するというか、手続が少ないといえますか、昔、白石のほうで行政書士をされていた方が言われていたのが、白石

のほうになりましたら、やっぱり田畑なんかもあるからだと思いますけれども、結構皆さんそういった手続をされている。だけど、大町に来たらそういった手続がされていないもんだから、ずっと遡って手続をして登記をしたりとか、そういったこともありますよというのも昔聞きました。

そういったことからいいますと、やっぱりこれだけ空き家も増えて、さっき言われましたけれども、空き家の数が600戸以上ぐらいになっていると思います。そういったことを考えますと、ちょっと遅いですが、今からやっぱりそれをずっと整理していくことも必要じゃないかと思います。相談に来られた方はいいんですけど、来られない方もいらっしゃると思いますので、そここのところをもう一度お願いいたします。

**○議長（諸石重信君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（藤瀬善徳君）**

藤瀬議員の御質問にお答えいたします。

相続登記については、多分昨年度か、法が改正されて、亡くなられて相続をしたときから3年以内だったと思います——何年か以内で相続登記をしなければならないというふうに法律が変わっておって、法務局等が周知を行っていると思いますので、そこも広報等はどういった形で載せたらいいとか、そういったことは今後検討していきたいと思っております。

あわせて、藤瀬議員御指摘のとおり、今後高齢化が進んでいくことを見越して、町のほうでは現在、高齢で不安になったり、あるいは長期入院で御自宅のほうにいろんな文書が、役場からの文書等が届くのが心配な方がおられますので、そうした場合には、親族が役場の窓口で送付先変更届というものを出示していただければ、役場からの書類については変更先のほうに届けるようにしております。この情報は、その届出が出た時点で役場全体が共有することになっておりますので、今後、空き家に関わらず、送付先変更届等、町独自に取り組んでおるものが活用できるのではないかと考えているところです。

以上です。

**○議長（諸石重信君）**

藤瀬議員。

**○8番（藤瀬都子君）**

とにかく不明なところをきちっとしていただきたいことと、これから先のことに対して、

町のほうではしっかりと取り組んでいただけるということですが、私は、亡くなって悲しいところにアンケートなんかを持ってきて手続をやっている、それもぶしつけかなとも思いますけれども、今これだけ空き家が増えてくると、そのときにいろんな質問事項を書いて、それに該当するようなことはこちらのほうから、このときにはこうされたほうがいいんじゃないですかというようなことを言われるというか、そのことも考えていただきたいと思います。

そして、これは佐賀県が出しているんですが「どうしよう！うちが空き家に！？」ということで、これは2回目の改訂版で2024年11月に出しております。前のときですが、ある市はやっぱり市報に載せてありました。これだけのことを書かれていると、みんな、あら、というような感じになるんじゃないかと思います。冊子ですから、いろいろここに問題点とかなんとかを書いてあるんですね。佐賀県も全戸にという形ではなかったと思いますが、各担当課のほうに渡しているということでしたので、そのことも踏まえて、もう一度お願いいたします。

**○議長（諸石重信君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（藤瀬善徳君）**

県のほうのパンフレット等も私のほうはちょっとまだ確認ができておりませんので、一度確認をさせていただいて、町のほうでまたどういったことができるかは検討させていただきたいと思っております。

**○議長（諸石重信君）**

藤瀬議員。

**○8番（藤瀬都子君）**

高齢化の町でございます。空き家がまた増えるということになりますと大変ですので、担当課は大変でしょうが、その辺は各課連携をしていただいて、所有者が分からない空き家なんかに関しては調べてやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

**○議長（諸石重信君）**

続きまして、4番江口議員。

**○4番（江口正勝君）**

おはようございます。4番江口でございます。今回も3問質問します。限られた時間です

ので、答弁はできるだけ簡潔に、短めにお願いいたします。

3問の内容ですが、1問目は、町行政の基本計画や事業計画とコンサル（コンサルタント企業）の関連性について、2番目が、二度と過ちを繰り返さないために、今こそ公益通報窓口の設置が必要ではないか、3つ目が、ボタ山わんぱく公園の有効活用について、以上の3点について質問します。

まず最初に、町行政の基本計画や事業計画とコンサルの関係性について御質問します。

コンサルと縮めて言っていますが、コンサルタントということですね。コンサルタントというのは、いろんな局面で皆さんも言葉そのものは聞かれていますと思いますけれども、コンサルはどういうことをするのか。基本的には、専門的知識や技術や経験を生かして、その仕事を発注した発注先、クライアントの要望に沿うような解決策等を提言する、そういう役割だと認識しております。

調べてみますと、コンサルタントと一口に言いますが、いろんなコンサルタント業務があるんですね。例えば、戦略コンサルタント、ITコンサルタント、人事組織コンサルタント、いろんな局面にわたってコンサルタント業務がある。山下議員が聞かれているDXの推進、これなんかはITコンサルタントというコンサルタントが担当しているということになるわけです。これは極めて便利な存在ですね。分からないこととか難しいことがあったらコンサルタントにお伺いすると適切な回答を提供してもらって、それをいろんな企業であっても、行政であっても、そのコンサルタントの提言を活用しながら事の成功へ向けて進めていくと、こういう役割を担っているわけなんで、私個人としては貴重な存在だというふうには思っております。ただ、問題がないわけじゃないんですね。便利なコンサルタントがいるから、難しいのはコンサルタントに相談して答えをもらおうと、そういう安易なことをやっていくと、結局、自前で発案、計画、企画、そういうことをやる人材、あるいは経験が培われないという悪弊が生じるわけでございます。

いろいろ調べよったら、コンサルタントが行政に深く関わっているという実態が明らかになってきました。私は、町や、あるいは県が進めている基本計画や事業計画、それはみんないろんな諮問会とか委員会とかをつくって、もみにもんでやっと出来上がったのが基本計画だとか、あるいは事業計画だと思ったけれども、コンサルにいろいろと相談して、それで解決策を得るといような実態。特に地方の自治体においては人数も少ないし、人材も足りないということで、コンサル依存の傾向が極めて高くなっていると。だから、そこに問題があ

と思うんですね。コンサルというのは、標準的な、模範的な提案をしてくれます。それはあくまでも標準的な、模範的な提案であって、地域には地域の特性というのがありますね。地理的特性、人口構成の特性、産業構造の特性等々があるので、その地域の特性に見合った内容の提言が果たしてできるかどうか。

日本の一番の問題というのは、少子高齢化と、それに伴う人口減、これが特に地方においては最大の行政課題だと思います。それについてコンサルを巻き込んでどうしたらいいのかという解決策を見つけ出すんですけれども、コンサルに依存しているがゆえに、どこの自治体でも似たり寄ったりの解決策しかできていない。一部はオリジナリティーのある解決策を提案しているところがありますけれども、基本的にはコンサルに依存するので、似たり寄ったり。例えば、子育て支援、高齢化支援、移住・定住の促進に関するお金の使い方とか、テーマが同じでコンサルが答えを持っているから、それを踏まえて実行しようとするから似たり寄ったりの解決策を地方のあちらこちら、ほとんどと言ったら語弊があるかもしれませんが、やっちゃっていると。それは地域特性を十分に加味していないから、うまくいくところもあれば、うまくいかないところも出てくる。そういう問題点がコンサルとの関連性の中ではあるということでございます。

質問を進めます。

日本のほとんどの自治体が、その町の未来の行政計画や事業計画作成にコンサルの専門的な知識や、技術や、経験を生かした提案やアドバイスを受けているという実態がある。日々の日常業務に追われている町や職員にとっては、コンサルの存在は頼りになる、ありがたい存在ではあるが、反面、過度に頼ることによる問題も発生している。大町町の場合はどうかを伺いたい。

大町の地理的特性や少子高齢化などの社会的特性を考慮した提言を受けられているのか、また、コンサルとの距離感は適正か。

具体的な質問として、1番目、コンサルの役割をどのように捉えているか。

2番目、町発注の計画案や事業計画にコンサルはどのくらい関わっているのか。

3番目、事業の積算は誰がやっているのか。いわゆる積算士はいるのか。また、コンサル提案の積算、予算見積りの正当性や妥当性をチェックできる人材はいるのか。

4番目、地域の特性に合致した自前の行政計画や事業計画をつくる考えはあるのか。職員の知識、技術、経験アップにつながる取組は行われているのか。

5番目、町の行政機能の独立性やオリジナルティーは確保されているのか。

いろいろ質問しましたがけれども、御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

江口議員の御質問にお答えいたします。

まず1つ目、コンサルの役割をどのように捉えているか。

コンサルタント業については、町が発注、契約した個々の業務において、町が作成した仕様書に基づき専門的な知見や技術の提供、事例の紹介、企画提案や意見及び資料の取りまとめ、また発注者側で気づけなかった課題の提起等が行われますが、あくまで町が計画主体であり、コンサルタント業者は発注、契約に基づく補完的な役割というふうに捉えております。

2つ目、町発注の計画案や事業計画にコンサルはどのくらい関わっているのか。

専門的な知識や技術、また多くの資料や意見の取りまとめが必要な計画等について、町が作成した仕様書に基づきコンサルタント業者と契約し、発注を行っております。令和6年度においては、設計や計画策定で十数件程度の発注、契約を行っているところです。

3つ目、事業の積算は誰がやっているのか。いわゆる積算士はいるのか。またコンサル提案の積算の正当性や妥当性をチェックできる人材はいるのか。

江口議員が言われる積算士はおりません。土木関係については積算システムというものを導入しておりまして、農林建設課建設係で運用しています。設計基準に基づき、標準設計の歩掛かりや単価に応じて設計、積算を行い、標準歩掛かりや単価がない特殊な工事については複数社の見積りを徴取し、その平均値を採用し、積算を行っております。

なお、大規模、また特殊な工事においては積算を公の法人に発注することも行っております。

事業計画等のソフト事業については標準単価等がないため、複数社から見積りを徴取し、通常その平均値を採用し、積算を行っております。また、町が作成した業務仕様書に基づき、入札やプロポーザル方式により価格の比較であったり、内容の審査を行い、正当性や妥当性を確保しているというふうに考えています。

4つ目、地域の特性に合致した自前の行政計画や事業計画をつくる考えはあるか。職員の知識、技術、経験アップにつながる取組は行われているかということについて。

専門的、特殊な知見や技術が必要なものや、多くの意見、資料の取りまとめが必要なものなど、コンサルタント業者に契約、発注をしていますが、町の特性等を考慮し、職員が作成した仕様書による発注でございますので、コンサル業者はそれを補完する役割と捉えていることから、あくまで自前の行政計画や事業計画であるというふうに考えています。

また、職員の知識や技術、経験のアップにつつまして、国や県が行う説明会、研修会などにも参加はしておりますけれども、実際の業務を通じて必要な知識の向上、スキルを経験する、いわゆるOJT、オン・ザ・ジョブ・トレーニングというところが最も効果的と考えておりますので、そういう職場の体制づくりを努めていきたいと思っております。

最後です。町の行政機能の独立性やオリジナリティーは確保されているのかというところにつつまして、先ほど申しましたように、ハード事業においては、設計基準を満たす工法や建築物等における構造計算など、満たすべき基準に基づく定型的な部分もございませけれども、ソフト事業については、契約、発注した一部の業務においてコンサルタントからの提案もございませが、あくまで町が作成した仕様書に基づき、事業趣旨や背景を踏まえた提案もございませし、提案の採択、不採択、また修正指示など、あくまで内容の決定は町が行っております。事業によっては町民の意見を採用するというのもございませし、町の独立性、オリジナリティーを確保した、行政機能を発揮できる計画策定を行っているというふうに考えております。

#### ○議長（諸石重信君）

江口議員。

#### ○4番（江口正勝君）

ちょっとほっとしました。

町独自のオリジナルを維持しているということなんだけれども、何で私がこの問題を取り上げたかといいますと、あるコンサル会社の社長がとんでもない発言をして、ネット上で大炎上したんですね。どんなことをそのコンサル会社の社長が言ったかという、我々は行政機能を分捕っている、我々は第2の役場であると、地方の議員はあほである、そういうことを言っているんですね。要するに、どういうことかという、我々は陰で行政そのものを動かしている、地方議員はあほだからどうせ分かんないだろうと、そういう発言をして大騒ぎになった。これは大変な問題ですよ。

一番問題視されるのが、やっぱり地方創生に絡むコンサルのありようなんですよ。国税が

投入されて、地方創生事業は十兆円ぐらいいったかもしれないですね。あくどいコンサルは、この事業をやりませんか、この事業は国からいろんな補助金が出て、おたくさんの手出しはちょっとで済みますよと、そういう話を持ちかけて不要不急、必要性の低い、緊急性の低い事業を地方の自治体にやらせている、それでコンサルの手数料収入を得ると。

ある言葉がはやっています。「コンサル栄えて、国滅ぶ」という言葉です。どういうことかという、大体想像はつくと思いますね。コンサルが不要不急の事業展開を進めて、国税が莫大に投入される。国民の税金ですから、それによって財政が逼迫する。そういうことを踏まえて「コンサル栄えて、国滅ぶ」というような言葉もじわじわと出始めていると。そういう問題意識がありましたので、大町町ではそういうことがないだろうということを願いながら、今回コンサルとの関係性について質問させていただいたところです。

担当課長の答弁を聞いて、極力公正な、あるいは複数の業者の標準値を取るとか、町は町民の、また職員の方々のオリジナリティーな発案を重視するというようなことを伺いましたので、それを信じて安心したいと思っております。

それで、結果的に何が言いたいかという、これまでの発言の中で言いましたように、コンサルというのは利用するものであって、利用されるものではないということだけ肝に銘じて仕事に努めていただきたいと思います。コンサルの存在そのものを否定するものでも何でもありません。コンサルは重要な、便利な役割を果たしています。ただ、ある地方みたいにコンサル任せ、コンサルに丸投げみたいなことをやっていると税金の無駄遣いだけが起って、地方の発展にはつながらないというようなことがありますので、くれぐれも町の独立性、オリジナリティーを維持しつつ、町長が進めているオンリーワンの町づくりができるような、そういうふうな行政にさせていただきたいと思っております。

この質問はこれで終わります。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

2問目の質問をします。

二度と過ちを繰り返さないために、今こそ公益通報窓口の設置が必要ではないか。

皆さんも御存じのように、新聞、テレビ等で日常的に、この間なんか知事がセクハラしたということで辞任を表明する。残念ながら、佐賀県のA町でも出張先でセクハラをやっ

ちゃったということで辞任を表明すると、大変なことですね。特にA町に関しては、日本でも有名な土地柄でございますので、この問題で発生する町へのイメージダウンは大変なものだと思います。だから、そういうイメージをできるだけ軽減したいとの思いで即辞任を決意されたんじゃないかというふうに理解しております。

大町でも、残念ながらここ数年の間に複数の不祥事が発覚しております。昨日の三谷議員の質問の中でも指摘された部分がありますけれども、不法行為が中心ですね、金銭的な絡みが中心になると思います。

聞き取りのときに担当課長からいろいろと御教示をいただきました。パワハラやセクハラは公益通報の対象になりませんよ、よく調べてみてください。一応確認の意味で調べました。担当課長はよく勉強されています。いろんなことを御存じでした。じゃ、パワハラ、セクハラは公益通報の対象にならないのかとちょっとだけ思ったけれども、よく調べてみると、公益通報の窓口を管理監督している消費者庁の参事官、公益通報者保護制度担当者がこう答えています。パワハラは労働施策総合推進法、セクハラは男女雇用機会均等法においてそれぞれ規定されています。だから公益通報には該当しません。担当課長がおっしゃるとおりです。ただ、これらのハラスメントが暴行、脅迫や強制わいせつなどの犯罪行為に当たる場合には公益通報に該当しますと。だから、狭義に捉えるか、広義に捉えるかによって扱いが違うということですね。

これらの問題点を踏まえた上で具体的な質問をしたいと思いますが、その前に、最近よく公益通報窓口という話がありますので、それは何なのという方もいらっしゃると思いますので、改めて公益通報窓口の定義と目的というのをここで御紹介したいと思います。

公益通報窓口は、勤務先や関係のある組織の法令違反や不正行為について報告を受け付ける窓口です。不正行為や法律違反を早期に発見し、適切な対応を取ることで組織内外のリスクを軽減する役割を持っているというのが目的です。これはあわせて、不正行為を報告した公益通報者を法律で保護する公益通報保護法がありますけれども、この2つがセットになった制度が公益通報窓口でございます。

具体的な質問に入ります。

二度と過ちを繰り返さないために、今こそ公益通報窓口の設置が必要ではないか。

自治体内における首長や幹部職員の不祥事やハラスメントの報道が絶えない。大阪のK市では、職員が上司のパワハラを内部通報したにもかかわらず1年以上も放置され、ヒアリン

グさえ行われなかったという記事が配信された。庁内のみの公益通報窓口の設置では限界があることも実証された。

大町でも、残念ながら職員の不始末や不祥事が発覚し、町のイメージを損なうという事件が多々発生。以前の質問で、大町にも公益通報窓口の設置が必要ではないかと質問したら、大町にはコンプライアンス遵守とハラスメント防止のシステムがあるとの答弁を得た。それが十分に機能していないという結果が出てきたので、改めて庁外を含む窓口設置を要求したい。

質問1、町のコンプライアンス遵守とハラスメント防止の仕組みと内容は。町はこれがあるから大丈夫だみたいなことをおっしゃったので、その中身をちょっと御説明してほしい。

2番目、それが機能していなかったから、今回こういういろんな問題が発生している。今こそ庁内と庁外に公益通報窓口を設置するタイミングではないか。庁内だけでは、都合の悪い情報だったら握り潰される可能性がある。大阪府のK市なんかでは1年間もほったらかしにされたと。だから、庁内だけでは限界があるということで、庁外も含めて設置をしてほしい。

3番目、これはちょっと2番目と関連しますがけれども、企業でも行政でも同じですけども、窓口の設置は301人以上の事業所が設置を義務づけられている、それ以下は努力事案と、前はそういう話もちらっと答弁でいただきました。もしそういうことを理由に挙げて大町はつくりませんと言うんだったら、その代替案はあるのかということをお尋ねしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

**○議長（諸石重信君）**

総務課長。

**○総務課長（井原正博君）**

前回は答弁しておりますが、本町では、大町町コンプライアンス方針及び大町町職場におけるハラスメントの防止に関する規程を策定しており、職員に周知をし、実施しているところです。

コンプライアンス方針に関する内容としまして、法令遵守の確認として、前例踏襲からの脱却や情報管理の徹底、町職員であることの自覚の醸成などの項目について、職員一人一人が毎月セルフチェックを行った結果を総務課で集約し、管理をしております。

また、ハラスメント防止に関しましては、ハラスメントの発生を防止し、健全な職場環境を確保することを目的として、総務課を窓口として相談、申出を受け付けるようにしています。対応等が必要な場合には、関係者のプライバシー保護及び秘密の徹底をしなければならないこととしております。

それから、質問2、3につきましてですけれども、窓口を設置するか否かの御質問として併せてお答えいたします。

議員は今般の事件発生を受け、さきの3月議会に続き、再度、公益通報窓口、特に外部への設置が必要と申されておりますが、公益通報窓口の未設置と事件の発生には関連性があるとは判断できませんし、一定の財源も必要になりますので、前回も申しましたとおり、現段階での設置の予定はありません。

当町の考え方は、職員一人一人がコンプライアンスチェックの実施を徹底することにより、毎月の自分自身のセルフチェックの中で、やらなければならないことをやる、やってはいけないことはやらない、さらには、自分の尺度だけで物事を判断しないということの重要性を醸成していきたいと思っております。

また、公益通報窓口の設置義務が301人以上の事業所とあり、その数に満たないからやらない考えかということですが、そのような視点ではなく、不祥事やハラスメントなど、法令違反の発生防止のためにコンプライアンスのチェック体制の重要性を職員が認識することで不祥事防止を図っていきたいと考えております。このような方針の下、さきの事件後は職員一同に対し、問題意識をさらに高めるためにコンプライアンスチェックの徹底について再度周知をしているところです。

以上です。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

何となく対応はできているんだというムードの発言でしたけど、結果として、いろんな不祥事が発生するわけですね。ついでに言えば、これは大町が最初にやれという話じゃないんですよ。前回も言いましたように、佐賀県20市町のうち十七、八ぐらいがもう既に公益通報窓口を設置しているんですね。職員数が少ないからどうだこうじゃない。職員数の少ないところはいっぱいありますけれども、それでも設置していると。大町がこれだけメディアを

にぎわしている状況下でありながら、なおかつ、職員の認識を深めるとかなんとか、そういう言葉だけで、はい、分かりました、認識を高めてくださいとかで済む話じゃないでしょう。制度としてつくるかつくらないか、つくるべきだ。先ほどつくらないという答弁をされたけど、じゃ、つくらなくて済むような、そういう対応策は考えているのか。そうすると、アンケート調査をもうちょっと――何というか、言葉尻の問題じゃなくて、制度としてつくる必要があるんじゃないかと。

あと、お金もかかるとかということで、それはかかるでしょう。どのくらいかかるか、ちょっと聞いてみました。問題があった佐賀県のK町は、今年4月1日から町内、町外両方に公益通報窓口設置。町外は弁護士事務所をお願いしたと。どのくらいお金がかかりましたかと聞いたら、58万3千円。そんなびっくりする金額ではないですよ。どんな仕事をするかという、相談の窓口、それと年に1回職員を集めて、職員に公益通報絡みのいろんな研修をする。そういう取決めを年間58万3千円でやっちゃった。事件が起こって、ふるさと納税の寄附金あたりが何億円と減ることを考えれば、58万円だったら安いもんでしょう。必要経費でしょう。だから、何で分かったと、こういうことが二度と起こらないように、今こそ大町町も公益通報窓口を庁内と庁外に両方つくるんだという答弁が何で出てこないんですか、のらりくらりと。

この私の気持ちと意見を踏まえて、町長ちょっと一言だけお願いできますか。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今回で2度目の質問ということです。

私たちは議員の質問に答えています。議員の質問要旨、趣旨は何か。二度と過ちを繰り返さないために、今こそ公益通報窓口の設置が必要ということです。議員が言っている質問の意味が分かりません。聞き取りに行った職員からも、意味が分からないという報告も受けておりますので、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。議長よろしいでしょうか。

○議長（諸石重信君）

内容の確認。

○町長（水川一哉君）

そうです。意味が分からなかったら答弁ができませんので。よろしいでしょうか。

○議長（諸石重信君）

反問ではなくて、内容をはっきりと聞きたいということですね。

○町長（水川一哉君）

まず、K市の職員が上司のパワハラを内部通報したにもかかわらず、1年以上も放置されたから内部の通報機能に限界があることが実証されたと、外部の公益通報窓口が必要だと言われていると思いますけれども、これは対応が遅れたということであって、パワハラが起きたから通報されたことです。起きたから通報されたんですね。外部の通報窓口があったら二度とパワハラは起こらないということに結びつくとは私は到底思えませんので、まず1点目の確認として、二度と過ちを繰り返さないために公益通報窓口の設置が必要という例に出された趣旨、整合性を確認させてください。

それから、大町では公益通報窓口がないから不祥事が多発したということを言われているようです。以前も議員から同じような質問があり、重ねて総務課長から答弁をしました。職員からの内部的な通報、あるいは相談に対しては一定の環境は整っていること、内部、外部を含めて公益通報窓口の未設置と事件の発生には関連性があるという判断ができないこと。前回は申し上げましたけれども、外部通報窓口の設置には一定の財源も必要になり——これが多いとか少ないとか言っているんじゃないですよ。一定の財源も必要になり、現段階での設置の予定はないことなど、大町町の考え方、そして取組を丁寧に説明してきました。

それに納得できないということで再質問されていると思いますが、その何がいけないのか。二度と過ちを繰り返さないために——公益通報窓口を設置したら不祥事がなくなる、あるいは、減るという関係性が分かりません。議員はそれを質問されております。先ほどの総務課長の説明を踏まえた上で、その理由を確認させてください。

以上です。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

何か訳の分からない反問権ですね。

○議長（諸石重信君）

反問ではないです。確認……

○4番（江口正勝君）

反問だか、名前はどうでもいいんですよ。

つくるかつくらないか。別につくっていいじゃないですか。ほかはつくっているんだから。それが未然の防止策になる。要するに、前の質問でも、佐賀市でもなぜつくったかという、やっぱり自分の仕事が見られているという緊張感、抑止効果があるということです。それだけで十分じゃないですか、つくる理由としては。それを何だかんだと、何か話をどこかほかのところに持ってくような——関連性が分からないですか。（「分かんず」と呼ぶ者あり）しっかりしてくださいよ。

公益通報窓口をつくらない状態で今度また何か事件とか発覚したら、どう責任を取りますか。だから、つくって……

**○議長（諸石重信君）**

タイトルの「二度と過ちを繰り返さないために、今こそ公益通報窓口の設置が必要」、この整合性、関連性、それと大町町はこれがないから不祥事が発生したと、この中でおっしゃられているところの根拠……（「ちょっと議長いいですか。それは反問権ですか」と呼ぶ者あり）いや、反問じゃないです。内容確認。反問で許可して……（「これを確認して何か意味があるんですか、こういうことを聞いて」と呼ぶ者あり）分からないということをおっしゃる……（「それが分からないと答弁できないんですか」と呼ぶ者あり）どういうことをおっしゃっているのか分からないということです。（「何を質問されているかが。逆に、何であなただけがそういう質問をしているかがよく分からない」「一般質問の時間ですよ。ほかの議員が何を言っているんですか」「全く分かんず」「議長ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

**○4番（江口正勝君）**

だから、現段階では、私の頭の中でちゃんと関連性があるというふうに踏まえた上で、認識した上でどうですかと。公益通報窓口をつくったら全てが解決するなんて思っていないよ。ただ、抑止効果はいろいろ今まで以上にあるだろうということで、おつくりになってくださいということをおっしゃっているわけだから。

**○議長（諸石重信君）**

水川町長。

**○町長（水川一哉君）**

ならば、抑止効果があるという質問をしてください。二度と起こさないと、その自信がな

いから。公益通報窓口をつくったら二度と起こさないということに結びつかないし、私は考えられないので言っているんですよ。だから、抑止効果がある公益通報窓口をつくるような質問をしてください。

一般質問というのは、事前通告でちゃんとするようになっているでしょう。通告が二度と起こさないためにつくれと、必要だとなっているので、つくったから二度と起こさないというのにはならないので、そのためにつくるということはしませんということをおっしゃいます。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

分かりました。前回質問したときには、公益通報窓口は抑止効果があるからというふうに丁寧に書きましたけど、2回目だからあえてその文言は入れなかったけれども、当然御理解の上だと思って僕はあえて入れなかったというふうに判断しています。

今後は御理解されていないかもしれないということで、懇切丁寧に、きめ細かく質問通告をしたいと思います。

次、最後に行きます。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

最後の質問です。これは町民の皆様、あと関係者の方々から御相談があったので、あえて質問させていただきます。

ボタ山わんぱく公園の有効活用について。

私もちょこちょこわんぱく公園には車で行きますけれども、ほとんど誰もいない。どういう光景が見られるかという、管理人の方が一生懸命草刈りや、巻きついたカズラの撤去とか、そういう光景しか見られない。いろいろ取材したら、年間4,000人ちょっとぐらい一応訪問者があると。これはほとんど90%以上が草スキーの利用者だということなんですけどね。後で担当課長からの答弁に出てくるかもしれませんが、4,000人ちょっと。管理人さんが2人という状況でございます。何億円かかったのか知らんけど、最初、投資して造ったと思いますけれども、もうちょっと工夫して有効活用ができないかというところでの質問を

させていただきます。

ボタ山わんぱく公園が造成されて久しいが、果たして有効活用されているのだろうか。関係者の話によると、高台にあるので、歩いてくる人は少ないとか、車で来園者もまばらだという。一方、管理費や道路の修復費などは人が来なくても発生している。有効活用のアイデアを町民から募り、改善を図る必要があると思うが町の対応は。

具体的な質問。

公園の利用者は、年間、月間、1日にどのくらいの人が利用しているのか。主な利用目的は。

2番、公園の維持管理費は幾らかかっているのか。人件費や補修費等の明細が分かればその内訳を。

3番、利用者が少ない理由は何か。アクセス、遠い、自然環境、夏場は暑い、日陰が少ないエトセトラ。

4番、利用者を増やすために町が考えていることは。運動場の整備や日陰スペースの設置などの利用者目線の改善策はあるのか。

5番目、遊具施設のある南側道路からは、かつて有明海を望む180度のパノラマ風景が堪能できたが、今は木々が生い茂り眺望できない。眺望を妨げている木々を伐採する計画はあるのか。これは一時期九電さんなんかも絡んで、あっちこちに記念樹とか植樹とかをやったけれども、それがでかくなり過ぎちゃって、何かちょっと荒れた雑木林になっちゃっているところがありますので、その辺のことも踏まえての質問でございます。

答弁よろしく申し上げます。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

江口議員の御質問にお答えいたします。

まず1つ目の、公園の利用者は、年間、月間、1日にどのくらいの人が利用しているのか。主な利用目的はというところでございます。

こちらは令和6年度の数字になりますけれども、年間で5,335人という数字を把握しております。単純に割りますと、月平均では445人、1日平均では17.6人という数字になります。なお、最も多い月は3月で817人、少ない月は8月で114人です。ただし、江口議員もおつ

しゃられたように、今御紹介した数字は草スキーの利用者と、あと多目的グラウンドにおいて定期的に利用されているグラウンドゴルフ愛好会の方の数字でございます。その他、例えば、元旦ウォークなどのイベントやドッグラン、散歩、ジョギング、遊具のみの利用という方については特に記載をしていただいているわけでもございませんので、把握はしておりませんが、あわせて多くの方が憩いやレクリエーションに利用していただいているというふう  
に認識をしておるところです。

2つ目、公園の維持管理費は幾らかかっているのか。人件費や補修等の明細が分かればその内訳をというところでございます。

令和6年度の決算ベースでございますけれども、人件費で560万5,249円、消耗品や光熱水費等の需用費として54万9,791円、役務費が1万8,700円、浄化槽や遊具の保守点検等委託料が126万6,100円執行しており、総額は743万9,840円となっております。そのほかは、その年々において行っている、例えば、工事費であったりという部分でございます、固定的な経費としては、先ほど御紹介した数字となっております。

3つ目、利用者が少ない理由は何か。アクセス、自然環境、夏場は暑い、日陰が少ないというところ  
です。

把握している利用者数は先ほど申しました、令和6年度で5,335人でございますが、把握できていない方も含めると、多くの家族連れ、個人、団体の方に利用していただいているというふうには考えております。

近年の猛暑により、夏場の利用は確かに以前と比べると減少していると思いますが、さらに多くの方に利用していただけるよう、予算も伴う部分はありますけれども、日陰スペースやベンチの設置など、休憩できる箇所の増設などは検討したいというふうに思っております。

4つ目です。利用者を増やすために町が考えていることは。運動場の整備や日陰スペースの設置などの利用者目線の改善策はあるのか。

令和6年度は、情報誌やテレビ番組などでも紹介していただく機会を度々いただいております。町でもLINEやインスタグラム等、SNSのページも持っていますので、そちらでのPRも行っているところ  
です。

イベントにつきまして、現在、定例的に行っているのは元旦ウォークのみでございますが、町内の民間さんからのイベントの提案等もいただいておりますし、令和10年度に佐賀県で開催される第44回全国都市緑化佐賀フェア、こちらはまだ名称としては仮称でございますけれ

ども、このイベントのパートナー会場としても立候補しており、開催に向けて何かできることはないかなと現在検討しておるところです。こうした中で公園を知っていただきまして、利用者、リピーターとか新規の方の増加を図っていきたいと考えております。

また、設備面においては、頂上部のあずま屋や遊具施設横の藤棚、この藤棚については、以前、老人福祉センターひじりにあったものを日陰の設置ということで移設をしたものでございます。こうした日陰のスペースも設置はしております。本公園は、令和3年災害の際は災害ごみの一時集積場としても活用いたしました。今後も災害等、有事の際に同様のケースがあることも念頭に置いて園内道路の整備も行っております。また、ドクターヘリの発着など、公園としてのレクリエーションや憩いの場としてのみならず、町民の安心・安全の面でも重要な施設であると考えております。ですので、そういった利用も考えると、地盤とか大きな整備には制限もかかりますけれども、日陰等のスペースについては考えていきたいというふうに思っております。

最後に、遊具施設のある南側道路からは、かつて有明海を望むパノラマ風景を堪能できたが、今は木々が生い茂り眺望できない。眺望を妨げている木々を伐採する計画はあるかというところがございます。

元はボタが堆積されてできた人工的な地形で、雑草や雑木が生い茂っていた場所というのは御承知のとおりだと思いますけれども、そこを景観の向上や治山という観点から、数回のイベントや事業等で町内外のボランティアの皆さんの手により植樹したものがほとんどでございます。植樹を行った時点では、まだボタ山には自由に入ることができなかったものから、中からの眺望というよりは、外からの景観というところを重視して事業等を行っていたところです。

平成25年度に公園を開園してからは多くの方が自由に入ることができるようになり、また、開園直後は植樹した木々もまだ若木であったため、当時、来園した方にはそういう思いもあるろうとは思いますが、ただ、現在は木々も成長し、眺望の妨げという部分もあるかもしれませんが、治山、防風、防災の観点から、そして、その木々を植樹したボランティアの皆様の思いも考えますと、現時点で伐採は考えていないところがございます。

階段を上る必要はございますけれども、草スキー場の頂上からもすばらしい眺望が望めますので、ぜひ御利用いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

まとめていただいてよろしいですか。江口議員。

○4番（江口正勝君）

どうもありがとうございました。

参考までに、武雄市のきたがた四季の丘の公園のデータをちょっと。

きたがた四季の丘公園は平日1日50人の来園者、土日は200人来るらしいです。年間2万5,000人来ていると。大町のボタ山からすると、大変な数だと思います。地の利とか、いろんな面から有利な立地条件であることは間違いないけれども。

利用増のためにどんなことをやりましたかと言ったら、最近、遊具をインクルーシブの遊具に換えた。インクルーシブとは何ですか。インクルーシブというのは、子供も障害者の方も利用できるような、例えば、シートベルトつきだったりとか、そういうものを使った。それと、遊具の近くにトイレを増設した。それまでは下のほうに、管理人室のところに1つしかなかったから、そういうことをやった。もう一点、自動草刈り機を導入して、草刈りの機械化を導入して、管理人にはもっとほかの仕事をやらしてもらったり。大町には草刈り機があるから、活用できるところがあったら、草刈りに活用したらいいんじゃないですか。そういう例もあります。

担当課長の答弁の中にいろいろ前向きなお話もありましたので、ぜひ利用して有効活用につなげていただきたいと願って、全質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（諸石重信君）

ここで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時7分 再開

○議長（諸石重信君）

議会を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。6番早田議員。

○6番（早田康成君）

6番早田でございます。本日は、町の文化財に指定されていない有形物の保護ということについて質問させていただきます。

内容的にこの趣旨とするところは、我々が住んで社会を営んでいる文化ということについ

て考えてみようということから、質問として取り上げました。

皆さん、都会に行ってもう思われますか。私は新幹線でこっちに帰ってくるときに、関門海峡を渡ったらほっとしていました。なぜかという、ある都会なんかは、ここは日本なのというような雰囲気です。大変な状況だというふうに言っても過言ではない。だから、私は九州に帰ってきたときに、本当にほっとしていました。今の現状はどうか分かりませんが、その社会というのは継続されていることでしょう。

新聞、マスコミ等の報道からして、今の日本の文化というものがどういうふうに変化しているのかということを考えてみた場合に、皆さんも薄々と危惧をするところがあるんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

そういった点から、我々の文化というものについて保護していくということは、我々の生活の1つの線の点といったところにあるのではないかというふうに思っておりますので、文化についての質問させていただきたいと思います。

平成30年に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律というものが改正されております。これは今までの文化財の保護といったものとは、若干じゃなくて相当変わっています。内容はどういうことかといいますと、地方自治体における文化の継承を重要視する、これを強調したものであります。この法の改正の趣旨に基づいて、今後、私たち大町の文化を継承し、行政の運営においてどういうふうに行っていくかということは今から質問させていただきます。

この法律ですけれども、改正の目的は、今日、過疎化、少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、各地の貴重な文化財の喪失、それから散逸等の防止が緊急の課題となっている。ということは、あまり興味がないという、我々の中でそういうふうな感覚になっているんじゃないかなというところが多いかと思うんですね。これまで価値づけが明確でなかった文化財の指定、未指定を含めた有形、無形の文化財を町づくりに生かす。今まではそこにあった、ああ、そうか、それで終わりということじゃなくて、ここにこういうのがあるということになれば、それを町づくりに生かす、そして地域総がかりで行っていく。人がやるんじゃなくて、自分たち一人一人が行っていくということ。そうしなければ、文化というのはできません。取り組んでいくことのできる体制づくりを整備する。地域における文化財の計画的な保存活用の促進、地方文化財保護行政の推進力強化を図るというようなことでされています。要するに、今申しましたように、今後、日本各地にある文化財として認定されていない、そ

ここに建っているお地蔵さんみたいなものでも、やっぱり有形といったものからして、文化を守るために保護していこうじゃないか、こういうふうな考え方です。

この件については、昨年、有形、無形の保護について若干質問させていただきましたけれども、その際、有形文化財と紹介されているパンフレットの中から質問したけれども、その中の数件がうちの町の文化財と指定されておられませんという回答をいただきました。その後、パンフレットを修正されたと思うんですけども。

本日は、そういう観点から、大町の文化財に指定されていなくても、極めて歴史的に貴重な有形物を保護する必要があると私は考えておりますので、法の改正で述べたとおり、地域総がかりでこういった事業に対して取り組むべき作業かなと思いますので、町の考えをお伺いするところでございます。

その対象物でございますけれども、第1に創建から1,301年の大町八幡神社、1,160年の福母八幡宮と、1,000年を超える貴重な神社2つがあります。それぞれの神社というのは、地域の協力を得ながら、氏子さんの協力を得ながら今日まで受け継いでこられたわけです。我々の地域の安寧を願って、見守ってまいったわけでございます。この2つの神社に関して、私は今後、少子高齢化、過疎化の中、また、たくさんの情報というのが飛び交う今の時代の中で、これまでどおりに存続、継承ができていくのかということに対して、前も申しましたように疑念を持っているわけです。法改正の趣旨から、後世に残すべき文化と考えますけれども、こういったものについて、この神社2つに関する取組についてお願いしたいと思います。

第2に、藤六の観音。女性の守り神として約1,170年の永きにわたりあがめられてきた藤六の観音さんということでは言われておりますけれども、道金町にあります。これまで区の皆さんのおかげで大切に見守り続けて、管理されてこられたわけでございますけれども、この文化も町内の神社と共に1,000年を超える町の文化として残すべきふさわしいものではないかというふうに考えているわけです。神社と共に今後も将来にわたって守り続けていく存在が——本当にこれから継続し、やっていけるのかということをご心配するところでございます。災害とか、それから時間がたって修理等が必要だといった場合について、今後、地区だけの問題として、そのまま継続させるのかということもやはり我々は考えていかないと文化というのは成り立たないんじゃないかというふうに思っております。

第3に、長寿の滝をはじめとする石仏等の施設であります。650年前に建立された中島地

区の線刻地蔵板碑、年代は不明でありますけれども、今申しました、藤六の観音さんと同時期と考えられる大黒町のヤスマキ、これも大町八幡神社の創建と同時期と推測されるところの神山の長寿の滝、室町時代後半に祭られたと思われる本町の印鑰など、大町にはそれぞれ1,000年近い歴史を持った文化というのがある、これは事実ですね。だから、大町にある、歴史上、将来残すべき貴重な文化というふうに私は考えておるわけです。こういったものも、今の文化というものに対する物の考え方が若干変化してきておりますので、今後それを継続するためには、やはりいろんな物事の考え方をしなければならないというふうに思います。町としての考えをお願いしたいと思います。

4つ目、東西に一直線になってそのまま残っております日本遺産、旧長崎街道沿いの文化。シュガーロードとか文明ロードとか、これは大町だけじゃないんですけれども、長崎街道は門司港までそういった文化が残されているんでしょうけど、先ほど石仏等で挙げましたところの印鑰、そして300年以上の歴史を持つソウケ市、225年前まで存在していた畑ケ田地区の横辺田代官所跡、国指定ではありますけれども、土井家住宅もございます。こういった歴史に残るような、実際そこに人がいて、こういったものを建立してきたということを考えますと、残すべき文化じゃないかというふうに思います。将来に残すべき文化が存在しているところをどういうふうに考えるのかということをお答えを願いたいと思います。

以上でございますけれども、法改正の目的とともに将来を見据えた文化意識の高揚及び有形物の保護並びに少子高齢化、過疎化の現状から、あわせてこれらを活用していく必要があるということで佐賀県、何も無いところから大町の町づくりにつなげていく必要があるかというふうに考えております。

4件につきまして、よろしく願いいたします。

**○議長（諸石重信君）**

尾崎教育長。

**○教育長（尾崎達也君）**

早田議員の御質問にお答えいたします。

内容は、令和5年3月議会で御回答したと重複いたすところが多々あると思います。

文化財の定義として、国または地方公共団体が指定した文化財とされております。指定されていない有形物は文化財保護法、または町の文化財保護条例による保護の対象外となります。無制限に保護対象を拡大することは実効性を欠くおそれがあります。例えば、文化財保

護法第4条では、文化財の指定に際して、その保存や管理には必要な措置を講じることが求められているからです。以上のことは、文化財の保護に関する国の方針を反映したものであり、地方自治体としてもこの枠組みを遵守する必要があります。

大町町の文化財マップに掲載されております藤六の観音、長寿の滝をはじめとする文化財につきましては、町の文化財に指定をしておりません。この文化財は、地域の方が主体的にお世話をされていたり、宗教色が強いものであったりいたします。政教分離の原理もありますので、行政が主体的に関わることは難しいと考え、町の管理からは外れております。

議員御指摘の文化財は、その土地その土地の特色や、当時の社会情勢に応じて、当時の人々の信仰心や願い事に基づいて祭ったり、建立したりされたものであると考えます。それを今日まで地域の方がお世話をされてこられたように、主体は地域の方であると考えております。

なお、地方自治体の文化財の登録制度につきましても、存ずるもののうち、その文化財としての価値に鑑み、保存や活用の措置が特に必要とされるものを登録できるとされております。

参考に、建造物で県の例を申し上げますと、国に準じて文化財が国土の歴史的景観に寄与しているものや、造形の規範となっているもの、再現することが容易でないものという、かなり厳しい基準で判定されておりますので、現在の町内にある文化財での登録は難しいのではと考えております。

#### ○議長（諸石重信君）

早田議員。

#### ○6番（早田康成君）

文化財保護法について、私もそこら辺のところは十分承知して、今回質問させていただいておるわけです。

今申しましたように、平成30年に法律の一部改正というのがあって、今申しましたように、文化財として指定されていないものでもやっていきなさいというふうなことで言われています。その目的は何かというと、今一番最初に私が申しましたように、文化というのが廃れてくる、それをどうしても歯止めをしたいということから、各地方自治にお願いしたいというところから来ているわけです。

計画はないというふうなことであれば、ちょっとお伺いしますけれども、今言った一部の

改正ですね、これに合わせて各地方公共団体の文化財保存活用地域計画というものが示されております。47都道府県ありますけれども、この中で43県が、全部の自治体ではありませんけれども、これに対して計画を立てて文化庁のほうに提出をしておられます。九州では、長崎、福岡、大分、熊本、鹿児島、そして沖縄、そこに入っていないのは佐賀と宮崎。ほかの自治体については、法の一部改正に基づいてそういったことを検討し、そして、宗教に関わるところもあるというふうなことを今答弁いただきましたけれども、仏閣、神社、そういった全てのものについては、これは指定されているところがあるんです。ということになれば、我々大町だけが宗教色が強いからやめますよということはおかしいんじゃないかというふうに思います。ほかのところはそれを承認しているわけです。これについてちょっとお願いしたいと思います。

**○議長（諸石重信君）**

尾崎教育長。

**○教育長（尾崎達也君）**

先ほど申された、神社、仏閣等について調べてみますと、神社自体を登録するというよりも、その神社にある歴史的な建造物、例えば、鳥居が非常に価値のあるもの、あるいは、そこにあるクスノキの樹齢がたっていて非常に価値があるものというふうにして指定されているところがほとんどでございました。

先ほど福母八幡宮と大町八幡神社のことを言われましたので、例えば、神社に視点を当てて申し上げますと、現在、神社につきましては氏子さん方が熱心に地域の神社を守っておられます。また、藤六の観音さんは道金町の方がお世話をしていただいております。ほかの文化財も同様です。おのおのお世話をしてくださっている方がいらっしゃるの、本来の姿である、地域の方のお力で運営していただきたいというのが私の考えでございます。

神社は周知のとおり、古代日本における自然信仰の神道に基づき、神々を祭る祭祀施設です。人々は七五三や初詣、家内安全等、お願い事をする際に神社に参る方が多いです。ただ、その際、特に若い人は有名な神社に行かれる方が多いようです。そこで、地域の方から、神様にお願ひ事をするときには地元の氏子神社へ参拝することの意義などを話され、地域で氏子神社を大事にし、守る機運を高めていただくことこそが文化財保護につながると思っております。地元の神社に興味、関心を持ってもらうことがスタートであるというふうに考えます。大町町のおのおのの神社もそういった視点から工夫を凝らされていて、行事などを行っ

ておられます。そのため、徐々に参拝者も増えているのではないかと思います。

また、各地域の文化財に関しても、大町町がしております絆ふれあい行事として、文化財を核としたイベントなどを行い、地域の絆づくりと結びつけていけば、お年寄りから小さい子供まで、男女関係なく地域の文化財に興味、関心を抱く人が増え、保護につながっていくのではないかというふうに考えております。

**○議長（諸石重信君）**

早田議員。

**○6番（早田康成君）**

今、氏子さんが今までやってきたということなんですけれども、その氏子さんたちの要望をもって私は質問をさせていただいております。というのは、少子高齢化、過疎化ということで人口がどんどん減っていく。今、奉賛金という制度がありますけれども、区でちょっと違うんですね。区全体で取りまとめて幾ら、地区によっては1軒1軒氏子さんが回って行って、総代さんが回って行って幾ら、そしてそれを奉納されるという形が取られています。その奉賛金というのは何に使われているかという、神社の修理とか、お祭りのときの費用とか、それから毎年、毎月の神社境内の清掃管理、こういったものに使われていくわけです。

今回1,300年の大町八幡神社の例を取りますと、これは50年に1度の御年祭というのがあります。これの目的は何かといいますと、我々の昔の家というのはわらぶき屋根でしたね。それを交換するのに大体50年ぐらいかかるんです。昔の神社もそうだったんでしょう。そのときは氏子さん総出でそういった作業をやって、修理を完成させるという時代があったわけです。これは今回あったんですけど、その前の100年前にはどうだったのか。私は生まれていませんので分かりませんが、同じようなことがなされたというふうに思います。現代と100年前を考えたときに、大工さんはいますか、そういうふうには手伝う人たちの技術がありますか。ということになれば、やはりそこに不安が出てくるわけです。したがって、ほかの各地の自治体においては、そういったものを懸念して計画を練っているわけですね。

だから、このままの状態で行くと、大町八幡神社は昨年ちょっとしたお金で床と天井を若干直したところがありますけど、それだけじゃ今の時代、足りないんですね。前の宮司が申しましたように、全体からすると、あれは30%に満たないでしょうと。だから、あと50年したらどうなるのか分かりませんということで、今の宮司じゃなくて前の宮司が言っておりました。氏子さんがそれを守るというふうなことになれば、そうやっていかにやいかんかも分

からんけれども、時代がこういうふうに変ってくると、やはり昔どおりの立てつけだけでは私はできないというふうに思わざるを得ない今現在ではないかというふうに思います。

これは福母八幡宮のほうもあと50年したらこういった改修がなされたり、いつされたかちょっと私は分かりませんが、そういうふうにして、必ず50年ずつぐらいに修理をする。どこの家でも50年したら大体修理する箇所が出てきますので、同じような形で今まで1,300年間、50年ごとにずっとやってきたわけ。だけど、今の時代、価値観の違い、そして文化の違い、こういったものから、神社に対する物事の考え方というのが変わってきておるといことはやはり我々は認識しとかにやいかん。

だから、私としては、こういった神社に対する文化——文化は心ですからね。物としてはあるかも分らんけど、我々は何のためにやっているかという、心の世界です、文化というのは。そういったものを継承して、そして、それを大切に守っていくということは、私は行政で考えてもらってもおかしくないのではないかというふうに思います。これは町民のもので、町民が町民として要求して、役場にお願ひできんかどうかということを行っているわけです。何も個人的に神社が頼んでいるわけじゃありません。だから、そういったところも併せて物の考え方を考えていただけないでしょうか。もう一度御答弁をお願いします。

**○議長（諸石重信君）**

尾崎教育長。

**○教育長（尾崎達也君）**

早田議員の御質問にお答えします。

先ほども申しましたように、先ほど議員も心の問題だということをおっしゃいました。それと、一般質問の初日にも私は申しましたように、意識が変われば行動が変わるという言葉を使わせていただきましたが、地域の形を残すためにも、やはり地域の住民の方の意識を変えることがまず一番大事なことはないのかなと思います。

ですので、先ほど少し提案をいたしました、神社であり、藤六の観音さんであり、長寿の滝であり、そういったところで絆事業を活用しながら、地域の方が触れ合いながら、そして、やはりここはやっぱり自分たちで守っていこうというような機運を高めることがまず先決ではないのかなと思います。

あわせて、やはり政教分離というところがございしますので、ぜひ地域の方の力をお借りしたいというふうに思います。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

今の政教分離については、どうしても私は納得できないですね。国指定の国宝になっているやつは仏像じゃないですか。あれは仏教じゃないんですか。ほかに国宝の神社があるでしょう。

それはそれとして、私は今言った大町八幡神社1,300年、福母八幡宮1,160年でありますけれども、ちなみに、今言われました祐徳稲荷神社、大きな神社にみんなが参拝されるというようなことで、大町八幡神社にも参拝してくださいという、これは教育の問題なんですね。

ちなみに、ちょっと調べてみましたけれども、祐徳稲荷神社はどのぐらい前に建てられたと思いますか。1687年、今から338年前ですよ。大町八幡神社の1,000年後ですよ。県庁前に佐嘉神社があるじゃないですか。あれはいつだと思いますか。100年たっていないんですよ、93年。その隣にある松原神社、1772年、明治9年、253年しかたっていない。若干年数が多いというのは唐津神社、これが1,250年。これだって大町にある大町八幡神社よりかまだ若い。その中で、対抗してちょっとばかりいいところは武雄神社、これが1,290年前に建てられた。それでも大町八幡神社よりも遅い。それだけの貴重な神社が2つ存在するというのをやはり我々はしっかり頭に置いて、政教分離がどうのこうのじゃなくて、私は文化を継承していかんや、日本人の心は壊れますよということを言っているわけです。

だから、行政に対する町民の考え方というのは、何とかならんだろうか、このままだったら、私どもは奉賛金はもう無理だというふうなことでこういう意見を出されております。もうこの分は終わりますけれども、よろしく御配慮のほど、御検討のほどを再度お願いいたします。

それから次に、藤六の観音さん、これも神社と同じです。目的は、ここにあるゆえんは六角川の改修ですよ。そこに来られた武士の方がおられて、その奥さんが難産で死産されたというふうなことから、そこまでしっかりと——杵島地区でしょうね、六角川ですから、そのために働いて貢献してくれた人の奥さんがここで亡くなられたという意味合いから、町の人たちが祭っていこうといったものが1,000年という時間で今に至っておるわけです。これなんかも、昔のことだからというのじゃなくて、今だって六角川というのは大きな問題なんです。それがその頃から、そういったところで我々の生活の中に、改修をしていただいた時

代があったということを我々は残さにかいかん、残すべきじゃないかというふうに思っております。

この藤六の観音について感謝の気持ちが必要かと思えますけれども、藤六の観音も神社と同じくそういうふうなお考えでしょうか。

**○議長（諸石重信君）**

尾崎教育長。

**○教育長（尾崎達也君）**

先ほど申したことの繰り返しになりますが、やはり基本的に同じ考えでございます。

地域の方の意識を変えるためにも、そういうふうに藤六の観音さんを使った絆行事等を行っていただく中で、子供たちにも今、早田議員がお話しされたようなことを伝え、ずっと伝承していく形になればありがたいなというふうに思っております。

**○議長（諸石重信君）**

早田議員。

**○6番（早田康成君）**

同じことをまた聞くのもあれですからやめますけれども、次、長寿の滝、そして、そこにある各石仏等、線刻地藏板碑につきましては650年前ですよ。それから、大黒町のヤスマキにつきましては、今言いました藤六の観音とあんまり変わらなぐらいの時代です。長寿の滝については、大町八幡神社が建立された当時です。あそこで手を洗って、そして弁財天さんにお参りをした神社の一つというふうに言われています。こういったものをはじめ、町民が昔から自分の生活の中で使用してきたものについて、これも残していかにいかんというふうに思っておりますけど、石仏等についてはいかがでしょうか。

**○議長（諸石重信君）**

尾崎教育長。

**○教育長（尾崎達也君）**

早田議員の御質問にお答えいたします。

初めに答弁させていただいたように、無制限に保護対象を拡大することは実効性を欠くおそれがあるということでございます。

また、文化財の登録制度も今回示されているんですけれども、文化財の登録制度は緩やかな保護措置を通じて、所在者の自主的な保存活用を促す制度です。そして、登録の対象とな

る登録有形文化財は、先ほども申しましたが、国土の歴史的景観に寄与している、造形の規範となっている、再現することが容易でないものというふうに厳しい基準が設けられているところも併せて回答させていただきます。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

私は無制限に指定しなさいというふうな意見は言っておりません。

それで、今言ったように、文化財保護法について私も理解して言うておるわけですけども、今度の一部改正によってこういう文面が出ているということから私は質問しておるわけです。文化財の保護の規定が厳しいのは分かりますよ。何でもかんでも文化財でございますとって指定されたらどうしようもありませんよね。だけど、今回の、今申しました地域計画、これに基づいてやりなさいと、できるものは何かということを検討しなさい、それを申請しなさいとなっているんですよ、これは。佐賀県の自治体はゼロですよ。何もないからですかね。探せばいっぱいあると思いますけど。そういったところから私は質問させていただいております。

これも同じ回答が出てくるかと思えますけれども、次の印鑰について。

室町時代から政権の中心地となっていた印鑰でございます。この印鑰については皆さんも御存じのように、本町地区、道金町地区、あの丘陵のところ、いろいろ遺跡が出たり、昔は僧侶の町と言われるぐらいにたくさんのお寺があったりしたところなんですけれども、印鑰というところは政治の場所としてそこに存在したんだと、室町時代の末期まで。それをあがめてあそこに建立されておるわけですけども、こういったものも文化として、政治の世界の中心がここにあったんだと、佐賀県だけじゃなくて、印鑰社として、これは大和のほうにもありますけど。だけど、政治的な大きな問題からすると、大町にある印鑰というのはすごく大きなところだというふうに思います。なぜかといいますと、あそこに池がありますけれども、あの池というのはとって、勅使が来たときの魚をいけるためのものなんですね。だから、勅使を迎えるぐらいの大きな社だったというふうに考えられるわけです。

この印鑰について、今は石仏しかありませんけれども、こういったものについてもいかがでしょうか。これは宗教には関係ありませんけど。

○議長（諸石重信君）

尾崎教育長。

○教育長（尾崎達也君）

繰り返しになりますが、やはりその保存等については、子供を交えて話をしながら地域の方で保護していただくことをお願いしたいというふうに思っております。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

はしょっていきます。

次は長崎街道の、よく9月末になるとソウケ市が始まりますとマイクでも放送していただいておりますけれども、これは300年以上かかっているんですね、300年の歴史がありますという言葉がありますけど。このソウケ市というのは、昔、私たちが小さい頃は50軒、60軒というぐらい大きく出ていたんですね。今はソウケ市といたら、竹細工の商店が1軒か2軒かというぐらいですけれども、昔は茶わんから何から、いろんなものがあそこで売られていました。魚の行商が一番最初だったらしいんですけれども、あとは地方の物々交換、大町の食生活の一部として、ああいったものが利用されたというふうなことで私は考えております。

こういったソウケ市についても、やはりこのままほったらしにしていけば、高齢にかかっている業者さんばかりですので、いつまで続くかということなんです。そういったことから、ソウケ市を守るのであれば、文化を守るのであれば、商工会、または農家、こういったところの協力を得て、その存続に対する考え方をやっていかにやいかんと思っておりますけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（諸石重信君）

尾崎教育長。

○教育長（尾崎達也君）

ソウケ市につきましては、放送でアナウンスをしております。

それと、このソウケ市の存続に関しましては、竹細工を作っている町の方自身がだんだん減ってきている現状ですので、そこら辺はこちらとしては何とも言いようがないかなというふうには思っております。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

だから私は質問させていただいています。今、竹細工は山内町、武雄から来られていますよ。前は、茶わんは三川内、有田から来られていました。あとの雑貨品につきましては、大町のほうの業者さんもいたでしょうし、ほかの町からの人たちもいらっしゃったというふうに思っています。非常ににぎわっていたわけですね。なくせばそれで終わりですよ。竹細工屋さんが高齢でやめたと言えば、ソウケ市はありません。本当にそれでいいのかということです。

だから、何かの行事というか、ほかに野菜でも持って行って一緒に売ってにぎわわせるとか、そういう計画はないのか。やるべきだと私は思っています。なくしたらそれで終わります。なくなるのは簡単、継続するのは大変だ、これは誰でも言っていますね。継続するのは大変なんです。だから、そここのところを頭に置いて、我々の文化というのを継承していかんにかんというふうに思います。

最後になりますけれども、同じように250年前まであった横辺田代官所跡の件について。

教育長も一遍現場を見られたと思いますけれども、今の現状からして残すべきだと、残す必要がないというふうに思われますか。

○議長（諸石重信君）

尾崎教育長。

○教育長（尾崎達也君）

私は横辺田代官所跡について詳しい歴史的な見地がありませんので、残すべきか、残さなくてもいいかという判断はちょっとできません。

ただ、先ほども申しましたように、この間、煉瓦館ウォーキングで横辺田代官所跡のところに、ああいうふうに名前があるということは大事だなというふうには思っております。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

今の横辺田代官所跡につきましては見ていただきましたけれども、石碑が1つあって、上のほうに天照大神がどうのこうのと書いてある石碑があるぐらいの話なんです。

私が懸念したのは何かというと、今まで大町の教育委員会で——そここのところにちょっと疑問があったもので調べてみたんです。ここでは言いませんけど、ある施設が山の上にあっ

た、今のJAの下の方にあつたと。そこでいろいろ刑罰が行われたというふうなことで私は聞きました。おい、ちょっとそれは違うぞと。なぜかという、その施設というのは、ジョイフルから300メートルぐらい南の方の田んぼの真ん中にありました。これは教育長にも申しましたように、地元の人でも分からない。何だろうと行って、今、生存している方に聞いても分からない。私は何で知っておるかという、私の祖父がその土地を借りて野菜を作っていた。そして、そこはその前のおじいさんたちがずっと作っていたというふうなものなんですね。そこには石ころがごろごろ丸いやつがありました。これは何だろうというふうに思っていたら、あまり口には出さないんですけども、ここはそういった人の刑をするところだというふうなところで、私は小さい頃からそこはそうだなと思っていた。農地改革で何も無いんですけども。

だから、歴史というのは、現場が本当に保存されてあればいいんですけども、そういったことでずっと時代と共になくなっていく、物語になってしまう。そうではなくて、今申しましたように、今いっぱい言ったですよ、これだけのものがこの小さな町にあるんです。だから、それらの心のよりどころとして、我々はしっかりとこう文化行政について取り組んでいかなきゃいけないかと。町づくりというのがありましたけど、これからの町づくりをするためには、そういった物事の考え方、一人一人が総がかりでやっていくということが必要ではないかというふうに思います。

外国人が来て、興味深く日本国中を回っていますけれども、一番大切なのはそこなんですね。彼らが求めているのは日本人の心なんです。そこを求めて来ているわけです。それがなかったら、そんなに興味を持って来るわけないです。

時間も来たようでございますので終わりますけれども、そういったところから、我々は文化をしっかりと未来に継承していく義務があると思います。努力していかなきゃならないというふうなことで思ひまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（諸石重信君）

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午後0時 散会